

(平成25年7月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和48年8月14日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年6月及び同年7月の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月14日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和48年8月及び同年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和48年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和48年6月29日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和48年4月1日から49年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間は、48年5月1日から同年6月29日までの期間と記録されている。厚生年金保険料は、同年10月分まで控除されているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和48年6月29日から同年8月14日までの期間について、A社の事業所別被保険者名簿の記録から当該事業所の48年10月の定時決定は、同年8月14日に処理されていることが確認できるところ、同日より後に、当該定時決定が取り消しされ、同年6月29日に遡及して資格喪失した処理が申立人を含め、多数記録されていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚が、「昭和48年後半にA社の経営状況が悪くなった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において申立人の資格喪失の処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和48年8月14日であると認められる。

なお、申立期間②のうち、昭和48年6月及び同年7月の標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前の記録から、8万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和48年8月14日から同年11月1日までの期間について、申立人から提出された同年8月分、同年9月分及び同年10月分の給料支払明細書により、当該期間における厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社は、昭和48年10月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、複数の元同僚の雇用保険の加入記録から、常時5人以上の従業員が引き続き在籍していたことが認められることから、同社は当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、昭和48年8月、同年9月及び同年10月の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿の記録及び申立人から提出された給料支払明細書の控除額から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和48年8月及び同年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明と回答しているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

さらに、昭和48年10月については、事業主は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該

期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、元事業主は、「40年も前のことで資料も無く、入社日と厚生年金保険の資格取得日の相違については判明しない。厚生年金保険料の控除は不明。」と回答している。

また、申立人を覚えている元同僚も、「当時の厚生年金保険の取扱いについて詳しいことは不明。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年2月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年2月から同年9月までは26万円、同年10月から6年9月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年5月1日までの期間及び同年8月1日から7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、上記訂正後の5年10月から6年4月までの記録（22万円）は26万円、上記訂正後の同年8月の記録（22万円）は26万円、上記訂正後の同年9月の記録（22万円）及び同年10月から同年11月までの期間は24万円、同年12月から7年9月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から7年10月1日まで

私は、A社に昭和63年6月から平成11年7月まで勤務していたが、申立期間は、給与から控除されていた厚生年金保険料で計算した標準報酬月額に比べて、年金定期便で知った私の標準報酬月額が低すぎるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間のうち、平成5年2月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年2月から同年9月までは26万円、同年10月から6年9月までは22万円となっていたところ、同年4月20日及び同年4月21日付

けで、5年2月1日に遡及して、14万2,000円に訂正され、6年9月まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所に勤務していた複数の元同僚については、平成6年4月20日及び同年4月21日付けで、申立人と同様に標準報酬月額の記事が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事業所が加入しているB健康保険組合の記事では、申立人の標準報酬月額は、平成5年2月から同年9月までは26万円、同年10月から6年9月までは22万円となっており、当該記事は訂正前のオンライン記事と一致している。

加えて、当該期間当時の標準報酬月額の取扱いについて、当該事業所は、「当時の資料は既に処分しているので、説明できない。」と回答しているが、当該期間当時の事業主は、厚生年金保険料を滞納していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記事訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、5年2月から同年9月までは26万円、同年10月から6年9月までは22万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月1日から7年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記事の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成5年10月から6年4月までの標準報酬月額及び同年8月から7年9月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、上記訂正後の5年10月から6年4月までの記事（22万円）は26万円、上記訂正後の同年8月の記事（22万円）は26万円、上記訂正後の同年9月の記事（22万円）及び同年10月から同年11月までは24万円、同年12月から7年9月までは26万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、上記訂正後の平成6年5月から同年7月までの標準報酬月額の記事（22万円）については、給与支給明細書により確

認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低額であるものの、給与支給明細書により確認できる報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、平成5年10月から6年4月までの上記訂正後の標準報酬月額及び同年8月から7年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成25年5月28日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間②及び③における標準賞与額に係る記録が、オンライン記録において、それぞれ21年12月11日及び22年8月3日に支払われた賞与として記録されていることが確認されたことから、当該あっせんに基づく申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成21年12月11日
③ 平成22年8月3日

私がA社に勤務した期間において支給された平成17年冬季賞与、21年冬季賞与及び22年夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録については、A社から提出された回答書及び賞与明細書(副)により、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められること、及び事業主は当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成25年5月28日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん(以下「平成25年5月28日付けあっせん」という。)が行われている。

しかしながら、申立期間②及び③に係る賞与については、オンライン記録において、平成21年12月11日及び22年8月3日に支払われた標準賞与額をそれぞれ5万8,000円及び5万円とする賞与として記録されており、

あっせんした標準賞与額と同額となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③に係る標準賞与額をそれぞれ5万8,000円及び5万円とした平成25年5月28日付けあっせんは、当該期間について事実関係を誤認したものであり、申立人の当該期間に係る賞与が、オンライン記録において、それぞれ21年12月11日及び22年8月3日に支払われた賞与として記録されていることが確認されたことから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月28日から同年5月1日まで

私は、平成7年5月30日にB社に入社し、8年9月21日まで勤務していた。私の年金記録では、途中、A社に移籍したことになっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から、申立人は、申立期間前後を含めてB社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、申立期間前後に両社の被保険者記録を有する元同僚の平成8年4月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、複数の元同僚は、「申立期間における給与の手取額に変化は無かったので、社会保険料は控除されていたと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間前後を含めてB社及びA社に継続して勤務し、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人は、「申立期間において転勤又は異動したことは無い。」と述べているところ、申立人と同様にB社及びA社に継続して勤務していた元同僚4人が申立期間における被保険者期間の相違について、年金記録確

認埼玉地方第三者委員会（当時）に年金記録の訂正を求めた申立てにおいて、A社は当該元同僚の同社における就業日は平成8年3月28日と回答していることから、申立人についてもB社において被保険者資格を喪失した同年3月28日以降は、A社において被保険者資格を有するものと考えることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、申立人と同様に、B社において被保険者資格を喪失し、同年5月1日にA社において被保険者資格を取得した14人全員に、被保険者期間の欠落が確認できることから、事業主は同年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和52年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月31日から同年9月1日まで

私の夫は、昭和45年3月16日にA社C工場に入社してから、63年9月30日に退社するまでA社に継続して勤務していた。申立期間は、同社C工場から本社へ転勤した時期であり、厚生年金保険被保険者記録に欠落があることは納得できないので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社D本部から提出されたA社C工場及び同社本社に係る社員名簿並びに元同僚二人の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上述の元同僚の一人が、「転勤時期はおおむね昭和52年9月1日と記憶している。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和52年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社D本部は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 52 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和48年11月15日から平成15年12月31日までの期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険にも加入していたが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと年金事務所から回答を受けた。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された職歴証明書及びD健康保険組合から提出された加入記録から、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社から提出された昭和48年11月分採用報告書兼登録コード台帳の本社用欄には「51.4.1内勤扱いへ」と記載されており、当該記載について同社は、外勤営業職員から内勤職員になったことに伴い人事管理を行う部署が変更となったものである旨回答している。

さらに、B社は、雇用は継続しているため、給与支払及び厚生年金保険料控除の実態はあったと思われる旨回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日が昭和 51 年 3 月 31 日となっていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年5月まで

私は、申立期間について、母が納税貯蓄組合を通じて、私の分も含めて家族全員分の国民年金保険料を納付していたと聞いているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が納税貯蓄組合を通じて、私の国民年金保険料を納付していた。」と申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年4月9日に社会保険事務所（当時）からA町に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は53年1月頃に国民年金の加入を行ったものと推認でき、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の52年1月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母は、申立人の申立期間に係る保険料の納付場所、金額、納付方法について記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4497

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私は、A市B区役所に国民年金の第3号被保険者の申請に行ったとき、担当者に「未納期間がありますが、どうしますか」と尋ねられ、金額が大きかったため、国民年金保険料を分割して納付したはずであるのに、申立期間が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所に国民年金の第3号被保険者の申請に行った際に、担当者から国民年金保険料の未納期間があることを知らされ、申立期間について、分割して保険料を納付した旨申し立てしているところ、申立人の所持する年金手帳により、申立人は、昭和61年10月6日付けで、婚姻による氏名変更及び住所変更の手続を行っていることが確認できる上、オンライン記録では同年10月20日付けで申立人の第3号被保険者該当処理が行われていることが確認できることから、申立人は、同年10月頃に第3号被保険者の申請を含む国民年金に係る手続を行ったものと推認される。

しかしながら、第3号被保険者該当処理が行われた同日付けで、昭和60年1月1日の国民年金の第1号被保険者資格取得、同年2月3日の同資格喪失及び61年4月1日の同資格取得に係る処理が行われている上、申立人は、申立期間のうち、60年2月から61年3月までの期間は、厚生年金保険被保険者の配偶者であることから、当該期間は、国民年金の任意加入対象期間における未加入期間であり、上記の手続を行った時点では、制度上、遡って国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間のうち、昭和60年1月の国民年金保険料は、上記の手続時点においては、過年度納付することが可能であるが、申立人は、申立期間の保険料を、いつ、いくら、どこで分割して納付したのかについて、

全く覚えていないと回答しており、保険料納付の詳細が不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年2月まで

平成3年1月頃、学生であっても20歳から国民年金保険料の納付を義務化するという報道があり、私は、まだ学生であったが、老後の年金額のことを考えて、保険料を納付することにし、同年4月頃に、母がA市B区役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。当時、月額5,000円の保険料は非常に高く思えたことを覚えている。保険料の納付に私も1回か2回は行ったが、ほとんど母が私と私の弟の2人分の保険料を納付していた。その後、保険料の免除制度を知り、5年3月からは免除を受けたが、それまでは納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年4月頃に、母が国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているが、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の20歳到達者の納付記録及び第3号被保険者の該当処理日から、5年4月頃に行われ、その際、学生が国民年金の強制加入被保険者の対象となった3年4月1日に遡って資格を取得したものと推認されることから、申立人の主張と相違する上、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間の保険料の納付について、申立人は、「納付書などは無く、保険料は区役所の窓口で直接納付しており、納付したときに係員がノートのようなものに判を押していただだけで、領収証書は発行されなかった。」と述べているが、A市B区役所は、「A市では、昭和53年度から

事務処理を全面電算化し、納付書による納付方法が実施されていたため、紙台帳は使用していなかった。」と回答しており、区役所における収納事務処理は申立人の申述内容と符合しない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関わっていないが、私の母が加入手続を行ってくれたはずである。また、保険料の納付については、加入して以降、昭和46年頃までは、自宅に集金に来たA市役所の職員に、それ以降、私が結婚した58年11月までは、銀行又は農協で、母が納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、「国民年金に加入して以降、昭和46年頃までは、自宅に集金に来たA市役所の職員に、それ以降、私が結婚した58年11月までは、銀行又は農協で、母が納付してくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の所持する国民年金手帳に記載された手帳発行日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、49年10月上旬頃に行われ、その際、申立人が20歳になった44年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和49年10月を基準にすると、申立期間のうち47年6月以前の保険料については特例納付が可能であり、申立期間のうち同年7月以降の保険料については過年度納付が可能であったが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっている上、申立人の母が申立期間の保険料と一緒に納付していたとする申立人の姉及び義姉から保険料の納付状況について証

言を得られないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明であり、申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納と記録されており、当該名簿の記載内容に不自然な点は無の上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から32年3月1日まで
② 昭和32年4月15日から33年4月24日まで
③ 昭和33年9月26日から39年10月23日まで

私は、申立期間①にA社、申立期間②にB事業所及び申立期間③にC社にそれぞれ勤務していた。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「D区Eに所在したA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の現在の事業主は、「昭和33年5月22日付け確認印の押された資格取得届の資料が一番古いものとして保管してあるが、それ以前の資料は無く、申立期間①当時の事業主であった父も、夫も亡くなっており、母にも聞いてみたが、申立人のことは分からなかった。」と供述している。

また、申立期間①に当該事業所で被保険者資格を取得している15人のうち、現在、連絡先が判明した被保険者一人に申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の加入状況について確認したが、具体的な事実は分からなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「D区内に所在したB事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年4月1日であり、申立期間②は当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所の事業主は、「私は、昭和31年頃、個人事業主として仕事を始めたが、昭和32年頃は人を雇っていなかった。申立人を知らない。」と回答している。

さらに、申立人は同僚の氏名等を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の加入状況について具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は「D区Fに所在したC社の工場に勤務していた。当該事業所は、G社の下請を行っていた。」と供述しているところ、事業主の親族及び元従業員も同様の供述をしていることから、勤務期間は特定できないが、C社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主は、既に他界しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない上、事業主の親族は、「当時は、正社員でも本人の希望がなければ厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることから、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、申立期間③に被保険者記録がある元同僚16人に当時の状況を確認したところ、10人から回答があり、このうち一人は、「申立人を知っているが、申立人の具体的な勤務内容、勤務期間、雇用形態については分からない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 6 日から 57 年 3 月 30 日まで
私は、申立期間において、A市に在ったB社に講師として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和56年4月1日から57年3月30日までの期間において、B社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録において、A市に所在するB社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、B社の商業登記簿謄本により確認できた代表取締役及び取締役に、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について照会したが、いずれの者からも回答を得ることはできない上、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないことから、元同僚に照会することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は「申立期間は国民健康保険に加入していた。」と供述している上、オンライン記録において、上記役員二人は、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は無く、国民年金に加入しているところ、そのうち一人は申立期間については国民年金保険料の免除を受け、残る一人は申立期間のうち一部の期間については国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで
② 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで

私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が支給された給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までの標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、昭和 46 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間並びに申立期間②及び③の標準報酬月額については、オンライン記録

において、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額の高等級であることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5171 (事案 1336 及び 2607 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月26日から36年1月30日まで
私は、昭和35年7月26日から36年1月30日まで、A社に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。再度調査して、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の業務に関する具体的な供述及びA社の元専務の証言から申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、i) 当該事業所の元専務は、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたかどうかは不明と供述していること、ii) 当該事業所は、平成12年7月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係資料の所在は不明であり、申立人の申立期間における勤務実態は不明であることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成21年11月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立期間における継続勤務を証言してくれる元同僚の氏名を思い出したとして、再申立てを行っているが、当該元同僚は、「申立人のことは記憶にない。」と述べており、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に同委員会の決定に基づき平成22年10月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行い、当該事業所における業務等に関する自身の具体的な記憶に基づき年

金記録の訂正を強く要望するとともに、新たに、前回の申立てとは別の元同僚の氏名を挙げて、当該元同僚の供述を参考にしてほしい旨主張しているが、当該元同僚は、事業所における厚生年金保険の取扱い状況を承知していない上、申立人のことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について証言を得ることができない上、申立人からは当該元同僚の氏名以外に新たな資料及び情報は提出されておらず、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から8年11月15日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与支給額より低くなっている。当時の給与支給額は26万円ぐらいであり、標準報酬月額が17万円とされていることは納得できないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立人から提出された雇用契約書に記載された賃金月額及び平成9年度市民税・県民税課税明細から推認できる給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、上記課税明細に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録で確認できる申立人の当該事業所における標準報酬月額（17万円）に基づき試算した社会保険料の金額とおおむね一致している。

また、閉鎖登記簿謄本により、A社は平成14年に清算していることが確認できる上、当該事業所の元事業主も既に死亡しているため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立期間に係る標準報酬月額に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は認められない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。